

すぎなみ環境目的税についてのQ&A

Q1 なぜ、レジ袋だけを対象にするのでしょうか？

区は、環境問題に重点的に取り組んでいきます。しかし、個々の問題に対策を講じていくだけではなく、大量生産、大量消費、大量廃棄という現在の社会システム全体を見直していかなければ前進しません。

環境に負荷をかけているレジ袋は、一人ひとりがちょっと努力して買い物袋を持ち歩くことで、その多くが不要になります。

使い捨て文化の象徴ともいえるレジ袋は、現在の生活習慣を見直すきっかけとして、好適な素材と言えるからです。

Q2 杉並区で取り組むことに、どれだけの意義や効果がありますか？

レジ袋は、杉並区だけでも年間1億7,000万枚～1億9,000万枚使用されています。これは、石油量に換算すると約350万リットル、18リットルの灯油タンク約20万本分の石油が使われていることとなります。

レジ袋を有料にしている杉並区内のコープとうきょうの店舗では、レジ袋の使用量はすでに60パーセント以上減少しています。すぎなみ環境目的税によるレジ袋への課税は、区内全域が対象となりますので、当区としては、税制の実施により抑止効果が働き、60パーセントのレジ袋の削減が進むものと考えています。

Q3 なぜ、他の自治体に呼びかけないのでしょうか？ 杉並だけで税がかかるというのは、不公平ではないでしょうか？

自治体独自の税が制度として認められたのは、自治体ごとに税が異なってもやむを得ないということです。しかし、杉並区1区のみでレジ袋対策が完結するとは考えていません。近隣自治体や東京都に積極的に働きかけていきたいと考えています。

多くの自治体がレジ袋への課税構想に関心を寄せています。杉並区で実

施し成果が上がれば、近隣の区市等に広がっていくと考えています。レジ袋は全国で使われており、近隣だけではなく、多くの自治体に広がっていく可能性があります。そのようなことを願い、日本の環境全体を良くする一つのきっかけにしようと考えて、具体化に向けて取り組んでいます。

Q4 杉並区のほかにレジ袋税を検討している自治体はありますか？

栃木県河内郡南河内町及び下都賀郡国分寺町は、プラスチックごみの削減など環境保護の立場から、平成14年に両町内のスーパー4社とレジ袋を一律5円に有料化する条例の検討を行い、さらに南河内町では、税制も視野に入れたレジ袋の減量化に取り組んでいます。

また、ごみの減量化対策の一環として、スーパーの協力により平成15年1月から毎月5、15、25日の3日間を「ノーレジ袋デー」としています。

Q5 杉並区だけで税を実施した場合、区内商業は大きな打撃を受けるのではないのでしょうか？特に、区境周辺の商店街ではお客が逃げると思われますが？

平成13年7月、区境及び主要な駅前商店街で1,500人を対象にした対面調査を行ったところ、レジ袋への課税を実施した場合に「買い物袋を持参する」との回答は75.4%ありました。一方、「区内では買い物をしない」とする回答は2.2%に留まり、区外居住者でも「杉並区内では買い物をしない」とする回答は3.1%に留まりました。このことは、消費者の方の意識が高いことを示しており、レジ袋への課税が区内の消費に大きく影響することはないと考えています。

Q6 税金をきちんと集め、納税するとなると、事業者にかかなりの負担が生じると思いますが、それについてはどう考えていますか？

帳簿の記載や保管、税金の納入など、事業者の方の負担を軽減するため、簡便な事務処理方法を工夫するとともに、徴税に係る新たな負担について一定の経費をお支払いする予定で、現在検討をしているところです。

Q7 区は、商業の振興ということを、どう考えているのですか？

すぎなみ環境目的税やエコシール制度はともにレジ袋を削減する施策の一つですが、エコシール事業は、その加盟店で、買い物袋を持参するなどにより、レジ袋を辞退した方が1回おおむね200円以上の買い物をした場合に、その加盟店が1枚4円相当のシールを提供し、25枚集まると100円の買い物ができるもので、区内商業の活性化にも役立つものと考えています。この他にも、この不況を乗り切り、地域の活力の源ともいえる商店街の活性化を図るために、1事業1千万円の補助をする「千客万来・アクティブ商店街事業」を実施するなど、商業者の皆様と話し合いながら商業振興策を強化していきたいと考えています。

Q8 実施の時期はいつ頃ですか？ 税を制度で定めると、直ちに税を払い、集めなくてはならないのでしょうか？

実施日は、条例の附則に「規則で定める日から施行する。」としています。税の施行については、景気の動向やレジ袋の削減状況等に配慮し、議会との協議をし、総務省への同意協議が必要となりますので、今のところ具体的な日程は未定です。

レジ袋の削減については、平成14年5月16日に発足した杉並区レジ袋削減推進協議会の第4回理事会で、レジ袋の削減目標を初年度は、平成15年7月の調査時点において33%（以後、毎年度7ポイント程度ずつの向上を目指し、5年間で60%）としました。現在は、平成18年7月の54%の目標達成に向けて、レジ袋の削減運動を展開しています。

平成17年7月のマイバッグ等持参状況調査では、辞退率（レジ袋を辞退した方の割合）は31.6%、併用者（マイバッグに入りきらないためにレジ袋を受け取った方）を含めると35.2%であり、平成17年の削減目標の47%には届きませんでした。

施行時期は、レジ袋の削減状況や景気の動向等に配慮して検討することとしています。

しかし、区民の皆様の自主的な努力でレジ袋を削減したいと考え、現在のところ、税の施行はしておりません。

Q9 すぎなみ環境目的税を廃止する時期を決めて制度化しているのですか？

すぎなみ環境目的税条例は、条例で廃止する時期を定めているわけではありません。税制の実施後、5年を目途としてレジ袋の削減状況や買い物袋持参の状況などを勘案して、検討を行い、その結果に基づいて廃止を含めて必要な措置をとることとしています。

Q10 税金のかかるレジ袋はどのような袋ですか？

買い物の際に、商品の運搬のために事業者の方から無料又は有料で手渡されるプラスチック製の手提げ袋が対象となります。

プラスチックとは、熱可塑性合成樹脂を指します。これは、加熱すると液体に、冷却すると固体となり、これを繰り返すもので、天然素材（でんぷん等）以外を原料として人工的に合成されたものです。ただし、生分解性の素材だけから製造されたものは除かれます。

手提げ袋には、手提げ部分にミシン目が付いたまま、そのミシン目を抜いていない袋や巾着状の袋を含みます。一方、トイレットペーパーを包んでいる袋のように、商品と一体となっているものや商品そのものと認められる袋は該当しません。また、スーパーで見られる豆腐などを入れるロール式の薄いビニール袋も該当しません。なお、紙製の袋は当然含まれません。

また、ここでいう商品には、小売店の商品のほか、パチンコ店の景品、現像した写真、クリーニング衣料、修理した靴、レンタルビデオなども含まれます。しかし、医師の処方せんで調剤された薬は医療行為の一環として渡されるので（商行為による商品ではないので）、それを入れるレジ袋は課税されません。

Q11 各店舗がレジ袋を手提げのないものに変えてしまったら、この税はどうなるのでしょうか？

レジ袋から手提げ部分をなくしたものでも、手提げ部分にミシン目が付いたまま、そのミシン目を抜いていない袋や巾着状の袋は、すぎなみ環境目的税の課税の対象になります。しかし、手提げとして使用できない形状のレジ袋は課税の対象ではありませんから、税を支払う必要はありません。

現在のように、プラスチック製の手提げ袋が普及したのは、軽量で丈夫

な上に、持ち運びに便利なためだと思われますので、レジ袋を手提げのないものに変えてしまうということは、あまり現実的ではないと考えています。なによりも区は、環境対策の重要性を皆様にご理解いただくことが大切であると考えております。

Q12 炭カル入りの袋なら環境への害はないと聞ききますが、どうなのでしょう？ また、炭カル入りの袋にも税がかかるのですか？

プラスチック製でも炭酸カルシウム入りのレジ袋は、焼却時の燃焼温度が低く、焼却炉を傷めないという利点があります。しかし、燃やした場合には、やはり二酸化炭素を発生させるなど環境に負荷を与えますし、自然に土に還るといってもありません。したがって、炭酸カルシウム入りであるかどうかを問わず、プラスチックが混入しているレジ袋は課税の対象となります。

Q13 買い物袋等を持参して、レジ袋の受取りを辞退すれば税はかからないといいますが、買い物袋を区で斡旋してくれるのでしょうか？

マイバッグは、お近くの雑貨を取り扱う小売店やスーパー、ディスカウントストアなどで販売しています。

杉並区商店会連合会で製作したエコバッグは区役所の売店でも販売しています。マイバッグデザインコンテストを実施し、優秀作品を商品化して販売している商店会もあります。

杉並区では、不用になった傘の布を使ったマイバッグの製作教室を開くなどして、区民の皆様に買い物袋に関わる機会を設けています。

Q14 税金はレジ袋1枚につき5円、ということですが、5円とした根拠は何ですか？また、1回の買い物で2枚以上のレジ袋が必要になる場合の税金は、どうなるのですか？

この税金の額については、消費者の方の負担が重くなりすぎないことやレジ袋の使用を避けようとする心理が働くであろう金額という視点から検討をしました。そして、レジ袋を有料化している店舗の実情を参考にするなど、総合的に勘案して5円が適当と考えたものです。

また、すぎなみ環境目的税は、レジ袋1枚1枚に課税されますので、レジ袋を2枚受け取った場合には10円というように、受け取ったレジ袋の枚数に応じて税金をお支払いいただくことになります。

Q15 複数のお店で買い物をして、最初のお店でもらったレジ袋に、後からの買い物を入れる場合は、税はどうなるのでしょうか？

最初のお店で商品を入れるために受け取ったレジ袋や再利用のレジ袋に、後の買い物の商品を入れる場合は、後の買い物でレジ袋を受け取っていないのであれば、税金はかかりません。区は、商店会や消費者の皆様が、レジ袋の有効利用などの取組みをしていただくことを期待しています。

Q16 税なんてもらえないから、事業者が自分で負担せざるを得ない、という声をどう考えますか？

すぎなみ環境目的税を事業者の方が自分で負担してしまうことは、この税制の趣旨とは合わなくなります。税制を実施することになりましたら、区はその点を事業者の方に十分説明するとともに、消費者の方にも強くPRしていきたいと考えています。

Q17 税を事業者が預かることになりましたが、ドンブリ勘定になってしまうのではないのでしょうか？

特別徴収義務者となる事業者の方には、預かった税金を適切に保管し、納入していただくとともに、レジ袋の譲渡枚数や税額の帳簿への記載のほか、その帳簿を5年間保存していただきます。

すぎなみ環境目的税は、消費者の方からの預かり税です。税の保管、納入について消費者の方からの関心も高くなりますので、帳簿への適正な記載が必要です。

Q18 いっそ、家庭ごみをすべて有料にしてしまった方が、より簡単に環境対策が進むことになると思いますが、どうでしょうか？

家庭ごみの有料化はごみを減らす効果があると言われていています。この点については、杉並区レジ袋税調査会議においても報告されています。また、環境省や東京都でも有料化する方向での検討が進められていますし、23区の中でも台東区や荒川区などで有料化の動きがあります。

しかし、区民の皆様の同意を得るためには一定の期間が必要であろうと思われ、23区全体の中での調整といったことも必要で、直ちに結論を出すことは困難です。

Q19 レジ袋について、税ではなく有料にするようなことは考えられないでしょうか？

レジ袋の有料化は、現在、一部スーパーなどで行われており、これらの店舗での辞退率を見ると、レジ袋の削減に効果のある手法と言えます。事業者の自主的な判断で有料化をしていただくことは望ましいことです。また、栃木県河内郡の南河内町及び下都賀郡国分寺町や兵庫県豊中市などでも、スーパーなどにレジ袋の有料化を働きかけるということをしています。

Q20 税が集められた場合、税収はいくらくらいですか？また、その使い道は、どのようなものを考えているのでしょうか？

買い物袋の持参等により、レジ袋の受取りを辞退する人が増えることで、税収は減少します。また、実施の時期にもよりますが、今のところ税収は、約4億円と想定しています。税収の使い道については、廃棄物の減量、リサイクルの推進、屋上緑化や壁面緑化その他環境の保全に係る施策に充てることにしています。

Q21 レジ袋の製造者負担についてはどのように考えていますか？

レジ袋の環境負荷に対する費用負担について、製造者に求めるという考え方もあります。しかし、レジ袋の場合、だれかが環境費用を負担すればよいという問題ではなく、不要なものはできるだけ使わないようにすると

ということが大切です。この点で、最終的にレジ袋を排出する消費者の方に対策の焦点を絞って考えているものです。

なお、平成13年5月に答申をいただいた杉並区レジ袋税調査会議は、レジ袋を消費し、ごみとして排出する消費者の方が環境コストを負担すべきものとしています。

Q22 杉並区レジ袋削減推進協議会とは、どういう団体なのでしょうか？

杉並区レジ袋削減推進協議会は、生活習慣を見直し、環境への負荷の少ない地域社会をつくることを目的に、広範な区民の意見を集約し、レジ袋削減に向けた区民運動を展開するための団体です。この協議会は、平成14年5月16日に区を含め区内の32団体が参加して発足しました。

現在、スーパーでは毎月5日、15日、25日をノーレジ袋の日としています。また、コンビニや一般商店では「レジ袋は必要ですか」とひと声かけたり、エコシール事業に加盟するなど、レジ袋の削減に努めています。その他この協議会に参加している団体それぞれが、レジ袋の削減に取り組んでいるところです。さらに、レジ袋削減目標を達成するための手法として、平成16年11月に区と区議会に対して、レジ袋の有料化推進を求める要請書を提出しました。

Q23 レジ袋の削減目標は、どのようになっているのでしょうか？

レジ袋の削減については、平成14年5月16日に発足した杉並区レジ袋削減推進協議会の第2回理事会で削減目標を平成15年6月末までに20%と決めました。しかし、平成14年7月のマイバッグ等持参状況調査によると、レジ袋の受取りを辞退している人の割合が、加重平均で24.1%という結果でした。この結果を受け、第4回理事会で、レジ袋の削減目標を初年度は、平成15年7月までに33%（以後、毎年度7ポイント程度ずつの向上を目指し、5年間で60%）と修正しました。現在は、平成18年7月の54%の目標達成に向けて、レジ袋の削減運動を展開しています。